

十二山ノ神の信仰と祖霊観(上)

著者名(日)	菊地 章太
雑誌名	福祉社会開発研究
号	1
ページ	149-156
発行年	2008-03
URL	http://id.nii.ac.jp/1060/00004885/



十二山ノ神の信仰と祖霊観（上）

福祉社会開発研究センタープロジェクト2
 地域文化グループ 研究員
 東洋大学ライフデザイン学部健康スポーツ学科
 教授 菊地 章太

はじめに

山古志ではいたるところで十二山ノ神が祀られている。集落の鎮守である十二神社は旧村内にいくつかあり、屋敷神として内鎮守に祀られているものも多い。いったい上信越は東北地方の日本海側とならんで十二山ノ神の信仰のたいへんさかんな地域であるが、そのなかにあつて山古志のそれは、他の地域とどのような共通性を持ち、またどのような独自性を示しているのだろうか。

本研究においては、山古志地区に見られる山ノ神信仰のさまざまな側面にふれつつ、特にその祖霊崇拜にかかわる点に注目してみたい。おそらくそこから浮かびあがってくるのは、山ノ神がいます山々に祖先の霊がやすらっているという思いではなかろうか。そこに村の人々の心を山につなぎとめている大事なものがあるかもしれない。研究をはじめるときにあたって、まずこのような見通しをたててみたいと思う。

1. 山ノ神をめぐる諸問題

国土の大半を山に覆われている日本列島では、たとえ海沿いの土地であっても視界にまったく山の入らない場所はほとんどない。朝な夕なに眺めくらす山々は、身近な存在でありながら一面では恐るべき存在でもあった。四季折々に実りをもたらすとともに、時として私たちの命をおびやかすことさえある。人の入ることを容易に許さない深山幽谷のその奥に、神かたまた魔物がひそんでいる。そのような畏怖こそは、ときに信仰の出発点ともなったであろう。

山に神がいますという思いは、おそらく列島に人が

住みついたときにまでさかのぼるのではないが、それは古くてしかも素朴な心性にちがいないが、島嶼部も含めて国の隅々にまで行きわたり、地域によってはなおその信仰は生きている。一つの村に何カ所も山ノ神が祀られているところも多い。山古志もその典型と言つてよからう。

山ノ神を祀りこれに祈願するのは、狩人や木樵など山で働く人ばかりではない。山から流れくる水をたのみに田畑をたがやす人もまた、山ノ神を大切にしている。ゆたかな恵みをもたらす豊穰の神として、あるいは産育をつかさどる神として崇めてきた。それほどに時代をこえてあまねく信仰された主体であるが、かえってそれゆえに人々の受けとめ方も一様ではなく漠然として捉えがたくもあり、厳密な史料批判を方法とする研究領域のなかでは対象となりにくい要素があった。

これを人文研究の主題として取りあげた最初の一人が柳田國男である。

柳田は明治四十一年（1908）の夏に九州を旅し、日向の椎葉村における猪狩りの伝承とその実態を調査した。旅の成果は翌年『後狩詞記』として出版された⁽¹⁾。日本民俗学の出発点となったこの書物には、狩人や木樵が信仰する山ノ神についても言及がある。同じ年に「山民の生活」と題する文章が発表された⁽²⁾。私たちの周辺には、神代の歴史に語られず中古の記録にも現れないが、さりとして後世の勧請とも見えない小さな神社や祠がそこかしこにある。わけても山ノ神の祀られていることが多く、いずれも由緒を知ることの難しいものばかりだという。同じ明治四十二年（1909）には『石神問答』が出版され、山ノ神を祀る儀式について

『延喜式』をはじめとする古記録が博搜された⁽³⁾。アイヌ民族の土地や遠く樺太にまで目が向けられ、その信仰圏の探求は列島を越えた広がりを見せたのである。

ついで柳田の関心は、山ノ神に捧げられる供物の問題に集中していく。「山の神とヲコゼ」をはじめとする一連の論考が発表され、狩猟神としての山ノ神の本質が究明された⁽⁴⁾。大正三年(1914)には『山島民譚集』が出版され、狩人が信仰する山ノ神と農民が信仰するそれとのつながりが指摘される⁽⁵⁾。春になると山ノ神は里に降りてきて農耕を見守り、秋にはまた山に帰っていくと信じている土地があり、それをことほいで春秋に祭りが行なわれたという。ここで柳田の関心は平地の定住民による信仰へも向けられるようになった。

さらに山ノ神信仰の重要な一側面が、大正十五年(1926)に著された『山の人生』のなかで明らかにされる。そこで柳田は、「山と女性、又は山と産育といふが如き一見して縁の遠そうな信仰」が存在することを示唆した⁽⁶⁾。続く昭和四年(1929)の論考「人形とオシラ神」において、山ノ神の信仰のなかに「生殖産育の祈願」が含まれていると主張する⁽⁷⁾。同じ年に書かれた「新たなる太陽」では、山ノ神の祭りが仲冬に行なわれることが注意されており、やがてここから祖霊祭との結びつきへと視野が拡大していく⁽⁸⁾。

終戦直後の昭和二十一年(1946)に世に出た『先祖の話』は、村の鎮守である氏神の原形を探ることから出発して、日本人の基層にある信仰を明らかにしようとした試みである。私たちの先祖の守護霊はふつうには、神社神道に吸収されていない家々の祠で祀られている。そのように祖霊をだいに祀っていくことを通じて、日本社会の精神的な紐帯が形成されるのだという。ここではさらに、春には里に降り秋には山へ帰っていく神霊とは、つまりは祖霊的な存在に他ならないことが明らかにされた⁽⁹⁾。

このように日本民俗学の創設期にあたって、山ノ神をめぐるさまざまな問題が取りあげられてきたことは注目すべきであろう。そのなかで、山の民の信仰から里の民の信仰へと考察の範囲が広がり、産育をつかさどる神としての側面が明らかにされた。さらに祖霊の崇拜と祭祀という柳田民俗学のおそらくは最大のテー

マのなかに、山ノ神の信仰が位置づけられたのであった。

山ノ神とはいかなる存在か。またどのような機能を社会におよぼしているのか。柳田國男が追究し続けたこのような問いは、昭和四十一年(1966)に堀田吉雄が著した『山の神信仰の研究』において、よりいっそう深化される⁽¹⁰⁾。そこではきわめて多方面に機能している山ノ神信仰の諸相が明らかにされつつ、ひとときわ際立つ民族固有の特徴として、山の神霊と祖先の霊とが融合している点が指摘された。そのような観念が形成されるにあたっては、山が祖先を葬る場であったことも見逃すことはできない。そこに、祖先の霊が山中にやすらっているとする心性もはぐくまれていったのであろう。そして山ノ神が祖霊的性格をもつがゆえに、そのまま家の神として、あるいは同族神として、さらに村民の神として村の鎮守に祀られるようになったのである。

山ノ神信仰をめぐる問題が縦横に論じられてここに至るとき、山古志におけるそれとのつながりも十分に見いだせるであろう。

2. 山ノ神の名称

山古志では山にいます神は「十二様」あるいは「十二山ノ神」と呼ばれる。

寛文元年(1661)に描かれたと推定されている梶金村絵図には「十二神ノ森」という文字が見える⁽¹¹⁾。安永二年(1773)に作成された種芋原村の「指出明細帳」には、「若宮」「八幡」とならんで「十二神」の名が記されている⁽¹²⁾。ここから近世には「十二神」の名で呼ばれていたことが知られよう。警女の伝説で知られる虫亀の石碑は、建てられた年代は不詳であるが、やはり「十二神」の文字が刻まれている。長岡市村松町岩谷の石碑にも同じ文字が見え、これには天保四年(1833)の銘がある。

明治十六年(1883)の「神社明細書上」にもとづいて作成された『新潟県神社寺院仏堂明細表』によれば、東竹沢村柳田、同村山中、種芋原村裏ノ山、同村寺野、同村中野、太田村蓬平櫛木平、同村蓬平五反田、同村蓬平前田にそれぞれ「十二神社」のあったことが知ら

れる⁽¹³⁾。種苧原村裏ノ山のそれは後に八幡神社に改称され、蓬平五反田と前田の十二神社は廃社となった。

かつて「十二神」と呼ばれ、現在はおおむね「十二様」と通称される山ノ神は、「十二神社」あるいは「十二山神社」の名で旧山古志村内に鎮守として今も祀られている。

昭和十二年（1937）に民間伝承の会によって採集された山ノ神の名称のなかに、群馬県利根郡赤城根村と片品村の「十二様」ならびに新潟県東蒲原郡東川村の「十二山神」の名があがっている⁽¹⁴⁾。その後、全国各地から採集された山ノ神の名称はじつに多彩であるが、「十二」の名は東日本にすこぶる多く見られる。とりわけ上信越では顕著であり、十二林や十二屋敷など地名に冠せられているものも少なくない。山古志の近辺にも十二平の地名がある（現在は小千谷市に編入）。

十二山ノ神が信仰されている地域ではまた、その祭日を十二日とするのが普通であり、なかには月まで十二月とする地域もある。堀田吉雄の調査によれば、青森県上北郡十和田村、西津軽郡赤石村、岩手県遠野市、秋田県北秋田郡荒瀬村、山形県東田川郡荒沢、西田川郡念珠ヶ関、群馬県多野郡南郷、新潟県岩船郡三面村、長野県埴科郡倉科村などが十二月十二日を祭日としている。長野県下高井郡平穏村では毎月十二日に祀るという⁽¹⁵⁾。その分布もやはり東北地方から上信越のほぼ全域にわたっている。

これに対し、日本列島の中央部では七日もしくは九日が一般的である。ただし、新潟県内にも二月または三月の九日とする地域がいくつかある。文化十四年

（1817）に書写された『諸国風俗問状越後国長岡領答書』に、二月のこととして「九日に山里には山神を祭る」とあるのが注意されよう⁽¹⁶⁾。

山古志では旧暦二月十二日を通例としている⁽¹⁷⁾。ただし、現在は月遅れの三月十二日に行なうところが多く、地区によっては雪道の都合などで四月十二日に実施した時期もあるという⁽¹⁸⁾。

なぜ「十二」なのか。山ノ神をめぐる諸問題のなかで、じつはこの問いは根源的でありながら諸説紛糾している。これを神仏習合による神格と見なして薬師如来の眷属十二神将と結びつけ、あるいは熊野十二所権現との関連を指摘する説もある⁽¹⁹⁾。ここではひとまず民俗事象の範囲内で考えてみたいと思う。

上記の民間伝承の会による報告のなかに、山ノ神は「女性で一年に十二の子をお産みになる」という岩手県九戸郡山形村の伝承が記されている⁽²⁰⁾。さらに下北半島に伝わるイタコの祭文には、「十二人のおん子に名をつけ玉へや山の神、子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥と名づけ玉ふ」とある⁽²¹⁾。おそらく一年十二ヵ月に十二の子を産むという山ノ神の属性に由来する命名であろう。あるいはまた、十二というのは具体的な数意味するのではなく、むしろ極まった数の観念として神威の大きさを表しているようにも思える。これは山ノ神が産育をつかさどる神として崇められたことに関連するにちがいない。

このように十二という数は畏れ多いがゆえに、かえって忌まれている事例もある。津軽では木樵が山へ入るとき十二人になることを嫌い、また山小屋などで十



山古志虫亀の十二神石碑



山古志梶金の十二神社

二人が会することを恐れて、木の枝などで人形をこしらえ十三人に擬し、山中の祠に納めるといふ⁽²²⁾。山古志に隣接する長岡市栖吉町風谷では、山ノ神講の講員が十二人に減らないように努めている⁽²³⁾。このような数の禁忌は山古志にもあるのだろうか。

3. 山ノ神を女神とする伝承

山古志地区の虫亀で採集された伝承によれば、山ノ神は器量の悪い女の神さまであり、女が来ると嫉妬するから男だけで祀る。ただし十三歳以下の女の子ならよい。間内平でも同様に、この神さまは女嫌いのために男だけが参るといふ⁽²⁴⁾。

山ノ神が女性であるという伝承は全国の山村にあまねく見られる。しかもたいていは醜女とされる。女性の神であるならば、異性の奉仕を喜ぶのは無理からぬこと。男性の入山のみを許して女性を遠ざけたために、ねたみ深く醜い女にちがいないと考えられたのは当然かもしれない。山に出かける途中で女性に会うと獲物がとれないとか、炭小屋に女性が来ると火が消えるという話はいろいろな場所で聞くことができる。山ノ神の祭りに女性は加われないという土地はたいへん多く、山古志では今もそれが守られている。

では、なぜ女性の接近を嫌ったのか。これは宗教史学の方角からも考えてみる必要があると思う。

女人禁制といえば、すぐにも高野山の名が思い浮かぶであろう。そこでは通常、僧侶の修行のさまたげにならぬよう女性を遠ざけたと説明されている。しかしこれは高野山に限ったわけではなく、また仏道修行の

ためとばかりも限らない。かつては山岳霊場と呼ばれるほどの場所は、おしなべて女人は禁制とされていた。そこは死者の靈魂がやすらう場所であるから、精進潔斎して登らなければ祟りがあると恐れられたのである。御嶽精進はその典型である。潔斎にあたっては何よりも女人を遠ざけることが肝要とされた⁽²⁵⁾。

山が女性の接近をこばむ理由は、他にもさまざまに考えられよう。もちろん山仕事にかかわる実際上の配慮もあったかもしれない。しかし古い記録のなかには、むしろ女性が山中で祭祀にたずさわった事例をいくつも見いだすことができる。柳田國男は狩人の伝承をもとに、そこに斎女すなわち神に仕える処女が関与したと想定している⁽²⁶⁾。千葉徳爾によれば、沖縄の先島において山ノ神の姿をして山中の祭儀をつかさどったのは、ノロと呼ばれる女性の職能者であったといふ⁽²⁷⁾。

このような点から考えると、上述した虫亀の伝承のなかで十三歳以下の女の子が祭りに加わるとあるのは興味深い。山形県西田川郡念珠ヶ関では、山ノ神の祭りは十三、四歳までの男の子の主催で営まれるといふ⁽²⁸⁾。しかし少女にもこれを許容しているのは、やや異色ではないだろうか。

容貌が醜いということに関連して、山ノ神は片目であるとも言われる。越後の民話の採集者として知られる水沢謙一が山古志で行なった調査によれば、種芋原と栖吉でこの伝承が確認されている⁽²⁹⁾。これはかつて山古志で守られていた作物栽培の禁忌に関連するものであろう。種芋原では十二社社の神さまがアサツキで足をすべらせ、胡麻で目を突いてメッコになったとい



山古志種芋原中野の十二神社



山古志大久保の桂木

う。そのため胡麻を作ると災難にあうとして禁忌を守っている家がある。同じ伝承は小松倉や間内平にもあった。梶金では昭和二十三年（1948）に神さまにお許しをいただいて作るようになったという⁽³⁰⁾。

この醜貌という属性に加え、山ノ神の面目躍如たるものは多産と好色である。

山ノ神がはなはだしく色を好むという伝承も根深いものがある。多産であることは多淫と表裏をなしている。東北地方では男根に擬した供物を山ノ神にささげる風習は珍しくない。長岡市蓬平では十二山ノ神の祭りの日に、木または藁で作ったデクを持参して石祠にそなえたという⁽³¹⁾。デクとは男根の謂である。

山中で物をなくしたとき、男は腰から下をあらわにして探す。そうすると山ノ神はよるこんで物を見つけさせるという⁽³²⁾。これは西日本で広く見られる伝承であるが、山古志の近辺からも報告されている。栃尾市東中野俣では山仕事に行つて鉈などの道具を置き忘れてきたときなど、男衆が禰をはずして探すときに見つかりとされる⁽³³⁾。

4．山ノ神を祀るところ

上述の作物禁忌のなかに、小松倉に伝えられたこととして、十二様である蛇が胡麻で目を突いたために胡麻を作らないというのがある⁽³⁴⁾。さて山ノ神の正体は蛇なのか。

ここで思い出されるのは『常陸国風土記』に記された夜刀の神の物語である。

継体天皇の御代に箭括の麻多智という人がおり、葦原を開墾して田を作った。そこへ夜刀の神が群れをなしてきて、ことごとに耕作の邪魔をした。この地では蛇を夜刀の神と呼ぶという。麻多智は大いに怒り、武器をとって夜刀の神を追い払った。そして山の入口に杭を立て、夜刀の神に告げて言う。「ここから上は神の住まう所とし、ここから下は人々の田としたい。今からのちは私が神に仕える身となって祀ろう。崇りをなし恨みを結ぶことのないよう願いたてまつる」と。そして社を建ててお祀りした⁽³⁵⁾。

この物語は当面の課題にとって二つの点で重要である。一つは山ノ神として祀られた神格が蛇であったこ

と、もう一つは山の入口に社を建てて神を祀ったことである。

アイヌの信仰では、熊も白鳥も鮭もカムイ（神）とあがめられる。狼は山ノ神であり、木もまた山ノ神である。わけても熊はキムンカムイと呼ばれる。それは「山に棲む神」を意味する。その頂点にましますのはヌブリコロカムイ、すなわち「山嶽を領する神」であるという⁽³⁶⁾。

一方、山ノ神を蛇と結びつけるのは中国地方に多い。岡山県都窪郡庄村ではヤマガミサマは大蛇であると信じられている。島根県佐比売村池田では、藁のなかに祀られた藁の蛇が山ノ神の依代であるという。同村榎原では、藁で四十八尺もの長さの蛇をこしらえて御神体とあがめる⁽³⁷⁾。総じて西日本では水神や龍神とのつながりが少なくない。

山古志では一例のみだが、蛇を神使や依代ではなく山ノ神そのものとしている点に注意されよう。

次に、山ノ神を祀る場所について考えてみたい。

先ほどの『常陸国風土記』の物語において夜刀の神が祀られたのは、神のいます山中ではなく山の入口であった。そこは人が耕作した田畑と、いまだ人の手が入っていない山との際である。柳田國男が「山民の生活」のなかで、「祖先の日本人が自分の専有する土地と、いまだ占有せぬ土地との境に立てゝ祀つたもの」と述べたのは、まさしくこの神話の背後にあるらしい事実と照応している⁽³⁸⁾。

そこは人間界と自然界との境であった。自然界の奥にひそみ、人の目には見えない何物かをその入口で祀り、崇ることのないよう鎮まっていた。それはまた、山への畏れでもあったと思う。そこから先は里人の、また女性の侵入を許さない。なりわいのため入っていく者だけに恩寵をもたらす神の棲まう山である。

山村で祀られている山ノ神の神社や祠は、高い山の頂きに設けられることは必ずしも多くない。むしろ人々が住んでいる集落の近くか、ゆるやかな傾斜の山裾が圧倒的である。山岳霊場の山頂に石祠が作られるようになるのは、人の登拝が許されるようになって以後の、よほど後世のことであろう⁽³⁹⁾。村の持山などに祠を見かけることがあるが、それもたいていは狩人や

木樵が山に入っていく「とば口」かせいぜいその少し先である。

山古志のなかで山ノ神が家々の内鎮守(屋敷神)として祀られているのは、おおむね家屋敷の裏山、あるいは屋敷内の一角である。まれに山の上という例がある。下村に十二山ノ神を持山の山頂に祀っている家があるが、もとは小高い林のなかにあったという。土地を手放したあと開墾されたので、下肥がかかるのをはばかり八海山の行者に頼んで見晴らしのよい山のてっぺんに移したそうである⁽⁴⁰⁾。

屋敷内はもとより裏山などに祀られている場合でも、そのほとんどは大木や古木の根元に祠が置かれている。たとえ現在はそうでなくても、かつては祠のわきに大木が生えていたという記憶をとどめている人が少なくない。次にこの事実に注目したい。

5. 山ノ神の降るところ

山古志の小松倉の事例である。その家では屋敷の北側にある裏山に十二山ノ神と稲荷を祀っている。祠が大きな杉の切株の上にある。杉の木は当主が子どものころに伐ってしまったが、もとは高さ六尺ほどの所から枝が二股に分かれた大木であった。山ノ神の祭りである十二講のときには、その股のあいだから白酒が流れ出たとの言い伝えがある。この木を伐るまでは石の祠は木の根元に置かれていたという⁽⁴¹⁾。小松倉には同様に、杉の切株の根元あるいは脇に十二山ノ神を祀っている事例が二件報告されている。

いずれの場合であれ、もとは大木や古木の根元に祀られていたようである。さらにさかのぼれば、木そのものが神の依代として祀られていた時代があったのではないか。二股の木から白酒が流れ出たという伝承が語りつがれたのは、そこに神霊がやどっていると信じられてきたためであろう。

山ノ神の依代とされるのは、全国的に見てもやはり樹木が多い。松や杉などの常緑樹が普通だが、榎や槲などの落葉樹も少なくない。樹木の種類よりもむしろその神さびた姿かたちによるところが大きだろう。二股あるいは三ツ股になった樹木をことさら山ノ神はめであるがごとくである。青森県八戸市では、種類は問わ

ず三ツ股になった木には山ノ神が坐しているとして決して伐ってはならない。岩手県九戸郡山形村では、同じように股をうった木々のあいまいに山ノ神が立っているという。群馬県利根郡片品村では、山の八合目にある三ツ股の木は十二様の休み木と畏れる⁽⁴²⁾。その姿かたちに常ならぬものがあり、際立って印象づけられる自然物に神霊が鎮座している。そのようなさまを、昔の人は感じとっていたのかもしれない。

山古志の大久保にある桂の木は樹齢六百年とされる。根元は朽ちており、ケヤキが沿うように生えている。そのあいだにはセンノキが寄生していて、あたかも寄木のような外観である。十二山ノ神が祀られており、ここで十二講が催されるという⁽⁴³⁾。これなどはまさしく神の降る依代として大切にされてきた古木と言ってよかろう。高知県土佐郡土佐山村では、一つの木に異種の木が寄生しているのをエンギ(縁木)と呼んで、山ノ神の木とあがめている⁽⁴⁴⁾。

樹木ばかりではない。小松倉で内鎮守として祀られる十二山ノ神の祠の脇には、円形の自然石が置いてある。この丸い石は前々からここにあるというだけで由来も定かではない。旧山古志村の村史によれば、あるいは依代として置かれたものであり、石造や木造の祠に先行する内鎮守の古態を示すのではないかと推察されている⁽⁴⁵⁾。

長野県では狩人が山中で暮らす小屋に自然石を祀ることがある。川原から形のめずらしく色の美しい石を拾ってきて山ノ神の依代とした。泊まりがけで狩を行なうときは、この石に御神酒と御洗米を供える。狩人のかしらは小屋のなかで山ノ神の石にもっとも近い場所に寝床をとるといふ⁽⁴⁶⁾。山古志でもかつてそのような習慣があったのだろうか。今のところ村内で確認されているのは上記の一件のみだが、注意される事例である。

おわりに

本研究は、山古志における山ノ神信仰の過去と現在をたずねることにより、たえまなく続いてきたその信仰を成り立たせているところの祖霊観のありようを探っていく試みである。本年度はその最初の取り組みと

して、山ノ神信仰をめぐる諸問題にふれたのち、山古志で信仰されている十二山ノ神のいくつかの側面を、他の地域との比較を通じて理解しようとしてつとめた。次年度は山ノ神の祭祀について考えてみたい。

人々は山ノ神を祀り、何を祈願したのだろうか。豪雪や地滑りなど自然災害の多い土地だけに、厄除けの呪が目立っている。そこにはおそらく修験の関与が予想されよう。この地域であれば八海山修験とのかかわりが深いにちがいない。山古志で語られる伝承のなかには八海山にちなんだものがいくつかあり、内鎮守に八海山の神を祀っている家もある。

八海山修験は御嶽修験の流れにあるとされており、山国である信州にはまた山ノ神信仰の事例がきわめて多い。ここから山古志を中心とした十二山ノ神の信仰圏についても考えていく必要があるのではないかと思う。

略記

- 『通史』 山古志村史編集委員会編『山古志村史通史』山古志村役場、1985年
 『民俗』 山古志村史編集委員会編『山古志村史民俗』山古志村役場、1983年
 『史料』 山古志村史編集委員会編『山古志村史史料一』山古志村役場、1981年

注

- (1) 柳田國男『後狩詞記』私家版、1909(柳田國男全集第1巻所収)
 - (2) 同『山民の生活』『山岳』4巻3号、1909(全集第23巻所収)
 - (3) 同『石神問答』聚精堂、1909(全集第1巻所収)
 - (4) 同『山の神とヲコゼ』『学生文芸』1巻2号、1910; 『人類学雑誌』27巻1号、1911(全集第8巻所収)
 - (5) 同『山島民譚集』甲寅叢書刊行所、1914(全集第2巻所収)
 - (6) 同『山の人生』郷土研究社、1926(全集第3巻所収)
 - (7) 同『人形とオシラ神』『民俗芸術』2巻4号、1929(全集第19巻所収)
 - (8) 同『新たなる太陽』『週刊朝日』朝日新聞社、1929(全集第20巻所収)
 - (9) 同『先祖の話』筑摩書房、1946(全集第15巻所収)
 - (10) 堀田吉雄『山の神信仰の研究』伊勢民俗学会、1966; 増補改訂版、光書房、1980
 - (11) 『通史』p.260
 - (12) 『史料』p.210
- 安永二年越後國古志郡石坂郷種芋原村指出明細帳「御除地三反三畝貳拾壹歩 神主無御座候」是八先年方御檢地之節宮八ヶ所御除被下置候」内」田六畝拾歩 若宮免 忠左衛門守之」田六畝八歩 十二神免 金左衛門守之」田七畝拾四歩 熊野免 長左衛門守之」田三畝貳拾貳歩 八幡免 治兵衛守之」田貳畝拾六歩 地藏免 惣兵衛守之」田貳畝

拾七歩 十二神免 甚兵衛守之」田四畝貳拾四歩 十二神免 六左衛門守之」是八當村祭禮八年々九月廿九日祭禮となすけ村中斗り_二而不殘參り申候」

- (13) 『通史』p.458
 - (14) 柳田國男編『山村生活の研究』民間伝承の会、1937、p.414
 - (15) 堀田吉雄、前掲書、p.25
 - (16) 鈴木昭英「秋山景山自筆の『諸国風俗問状越後国長岡領答書』」『長岡市立科学博物館研究報告』25号、1990、p.8
 - (17) 『通史』p.866; 『民俗』p.374
- これに関連して、滝沢馬琴は『北越雪譜』の著者である鈴木牧之から伝聞したという牛の角突きについて記述している。そこでは、角突きは毎年三月または四月の寅の日もしくは申の日に十二大権現の祭りとして行なうという。山ノ神の祭祀を角突きに結びつけたり、また特定の干支と結びつけるのは現在は困難であり、訛伝というべきであろう。『南総里見八犬伝』第七輯巻之七、小池藤五郎校訂、岩波文庫版第4冊、1990、p.233「抑越後州古志郡なる二十村、(中略)合保の鎮守の神を十二大権現と齋稱へて、各々その村落に神社あり。この神の祭祀と倡へて、年の三月四月の間宿雪の消果る、遲速によりて定日なく又定りたる地所もあらねど、大約寅か申の日に當る吉日を卜定めて、里人鬪牛を興行す。これを地方の俚語に牛の角突きと呼做したり」
- (18) 山崎進「旧栃尾市半蔵金および旧山古志村種芋原と虫亀の山の神」『長岡市立科学博物館研究報告』42号、2007、p.45
 - (19) 新潟県編『新潟県史資料篇』第22巻民俗編1、1982、p.831; 中村幸一「十二神社について」『上越市史研究』第2巻、1997、p.8
 - (20) 『山村生活の研究』前掲書、p.414
 - (21) 小井川潤次郎「いたこの伝承」谷川健一編『巫女の世界』日本民俗文化資料集成第6巻、三一書房、1989、p.66
 - (22) 柳田國男・倉田一郎編『分類山村語彙』信濃教育会、1941、p.353
 - (23) 山崎進「長岡の山の神と山の神祭り」『長岡市立科学博物館研究報告』33号、1998、p.61
 - (24) 『民俗』p.225、247、375
 - (25) 五来重『日本の庶民仏教』角川書店、1985、p.135
 - (26) 柳田國男『山の人生』前掲書、全集第3巻、p.550
 - (27) 千葉徳爾『続狩獵伝承研究』風間書房、1971、p.269
 - (28) 堀田吉雄、前掲書、p.61
 - (29) 水沢謙一「古志郡の農と民俗(六)山の神」『高志路』152号、1954、p.29
 - (30) 『通史』pp.747-748; 『民俗』pp.449-451
 - (31) 山崎進「長岡の山の神と山の神祭り」前掲論文、p.59
 - (32) 千葉徳爾、前掲書、p.286
 - (33) 水沢謙一、前掲論文、p.31
 - (34) 『通史』p.747; 『民俗』p.450
 - (35) 『常陸国風土記』松本吉郎校訂、岩波古典文学大系第2巻、1958、p.55
- 行方郡「石村の玉穂の宮に大八洲馭しめしし天皇の世に人有り。箭括の氏の麻多智、郡より西の谷の葦原を載ひ、壘鬪きて新に田を治りき。此の時、夜刀の神、相群れ引率て、悉盡に到來たり、左右に防障へて、耕佃らしむることなし。俗の云はく、蛇を誦ひて夜刀の神と爲す。(中略)是に麻多智、大き

に怒の情を起こし、甲鎧を著被けて、自身ら仗を執り、打殺し駈逐らひき。乃ち、山の口に至り、標の柵を境の堀に置いて、夜刀の神に告げて云ひしく、此より上は神の地と爲すことを聽さむ。此より下は人の田と作すべし。今より後、吾、神の祝と爲りて永代に敬ひ祭らむ。冀はくは崇ることなく恨むることなかれ、といひて社を設けて初めて祭りき」

- (36) 金田一京助「山の神考」『民族』2巻3号、1927、p.51
- (37) 堀田吉雄、前掲書、p.51
- (38) 柳田國男「山民の生活」前掲論文、全集第23巻、p.657
- (39) 桜井徳太郎「民間信仰と山岳宗教」桜井徳太郎編『山岳宗教と民間信仰の研究』山岳宗教史研究叢書第6巻、名著出版、1976、p.18
- (40) 『民俗』p.371
- (41) 『民俗』p.370
- (42) 堀田吉雄、前掲書、p.33、34
- (43) 『通史』p.27
- (44) 桂井和雄『土佐山民俗誌』高知市立市民図書館、1955、p.93
- (45) 『民俗』p.374
- (46) 箱山貴太郎「信州の山の神信仰」鈴木昭英編『富士・御嶽と中部霊山』山岳宗教史研究叢書第9巻、名著出版、1978、p.301

図版

筆者撮影

謝辞

2006年2月に山古志を訪れたおりに、『山古志村史民俗』のなかで十二山ノ神の内鎮守について語っている小松倉の松崎六太郎さん宅をたずねた。六太郎さんは中越地震の少しあとに亡くなられたとのことである。奥様のミタさんにご健在であり、十二講の祭りの話をしてくださった。ご厚意に感謝するとともに、故人のご冥福をお祈りいたします。

現地での調査にあたり、長岡市役所山古志支所地域振興課長の齋藤隆氏よりご高配をいただいた。記して感謝申し上げます。